

令和2年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和2年 5月13日 開会

令和2年 5月13日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第1回臨時会

令和2年5月13日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 選挙第 1号 空知教育センター組合議会議員の選挙
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について〔令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）〕
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について〔令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）〕
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について〔令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）〕
- 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（浦臼町税条例等の一部を改正する条例）
- 8 議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 12 同意第 2号 副町長の選任について
- 13 同意第 3号 固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

○出席議員（9名）

議 長	9番	小 松 正 年 君	副議長	8番	中 川 清 美 君
	1番	高 田 英 利 君		2番	野 崎 敬 恭 君
	3番	柴 田 典 男 君		4番	東 藤 晃 義 君
	5番	折 坂 美 鈴 君		6番	静 川 広 巳 君
	7番	牧 島 良 和 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	川 畑 智 昭 君
教 育	長	河 本 浩 昭 君
総務課長兼くらし応援課長		石 原 正 伸 君
総 務 課 主 幹		城 宝 睦 己 君

くらし応援課主幹	中 田 帯 刀 君
長寿福祉課長	齊 藤 淑 恵 君
長寿福祉課主幹	鎌 田 隆 司 君
産業振興課長	横 井 正 樹 君
産業振興課主幹	車 田 利 夫 君
産業振興課主幹	明日見 将 幸 君
建設課長	馬 狩 範 一 君
教育委員会事務局長	上 嶋 俊 文 君
代表監査委員	笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局	長	國 田 朋 子 君
書	記	西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和2年第1回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、
よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 選挙第1号

○議長

日程第3、選挙第1号 空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。
念のため申し上げます。空知教育センター組合議会議員は、組合規約によって、組合を組織する各市町村長または市町村議会議員のうちから選出された者と定められております。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

空知教育センター組合議会議員に、川畑智昭君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、川畑智昭君を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川畑智昭君が、空知教育センター組合議会議員に当選されました。

空知教育センター組合議会議員に当選されました川畑智昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第4 承認第1号

○議 長

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の4ページをお開きください。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）

令和2年4月1日

浦臼町長 齊藤純雄。

一般会計補正予算（第1号）につきまして、予算書にてご説明いたします。

承認第1号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,062万8,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月1日

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明いたします。8ページをお開きください。本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる経費を追加するものでございます。

8款消防費、1項2目水防費、補正額162万8,000円の追加でございます。順序は前後いたしますが、まず17節備品購入費でございます。空間除菌に効果があるとされる高純度次亜塩素酸水溶液専用超音波噴霧器、計26台の購入費といたしまして127万8,000円を追加するものでございます。専用超音波噴霧器の配布先としましては、小学校10台、中学校6台、農村センター子ども広場2台、認定こども園貸与備品として7台、及び予備1台となっております。

次に、10節需用費につきましては、高純度次亜塩素酸水溶液精製パウダー等、専用超音波噴霧器の運用に必要な消耗品といたしまして、35万円を整備するところでございます。

歳出合計162万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額162万8,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計歳出と同額の162万8,000円の追加となっております。

以上が承認第1号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議 長

日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹(城宝睦己君)

議案書の6ページをお開きください。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 令和2年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)

令和2年4月14日

浦臼町長 斉藤純雄。

一般会計補正予算(第2号)につきまして、予算書にてご説明申し上げます。

承認第2号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)

令和2年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,612万8,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月14日

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明いたします。8ページをお開きください。本補正予算につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う消費の落ち込み等、経営に大きな影響を受けている町内商工業者に対する緊急経済対策にかかる経費の追加となっております。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額1,550万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、2件の補助金を計上するものがございます。

1件目といたしまして、町内全世帯に対し、飲食券5,000円と、商品券5,000円の計1万円分を配布する事業を実施する商工会に対し交付する、町内消費活性化事業に950万円でございます。2件目といたしましては、テイクアウトメニューやワンコインメニューといった新たなサービスの展開、拡充等、厳しい経営環境の中にあつて、企業の継続に意欲のある町内飲食店等事業者に対し、定額の補助金を交付する町内飲食業経営支援補助金600万円となっております。

歳出合計1,550万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1,550万円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計歳出と同額の1,550万円の追加となっております。

以上が承認第2号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

商工振興費についてであります。町内飲食業者も工夫を凝らし、ワンコインメニューやテイクアウトメニューなどを開発、これは専決で行われておりますので、スピード感をもって対処いただいたかと思いますが、こういうメニューを開発し、お弁当などの注文も好評と聞いておりまして、効果があったのかなと考えておりますが、飲食券や商品券は期限が7月いっぱいに限られていますので、この券をなるべく使っていただきたいということで、PRについて、もうちょっと周知を徹底していただきたいかなと考えております。

あと、500円というちょうど商品券と同じ金額だったので、持ち帰りメニューじゃないとこの券

は使えないのか、というような誤解を持った方もいらっしゃるようでありますので、周知の方を工夫されてはどうかと考えておりますが、その点についてはいかがでしょう。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。商工会を通しまして、第2弾、第3弾のPRを予定しております、今チラシを作成しているところであります。現在、テイクアウトメニューそれぞれ色々な店舗で考えていただきまして、それぞれの店舗でもメニューの拡大とかされておりますので、その辺も含めましてPRしていきたいと思っております。

それと、高齢者の方にはもうちょっとわかりやすいようにチラシにも書かせていただくようにしたいと思っております。以上です。

○議 長

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

お年寄りからなかなか取りにいけないというような話も聞いているということで、今回社協の方で全てを対象にはしていないようなんですけれど、連絡を受けた方に対してはお店に取りにいて自宅まで届けるというサービスを開始したと聞いております。

ただ、全件から一度に上がってこられると手が回りきらないということで、今のところ120～300件ぐらいの、本当に足が不自由ですとか、出歩くのが大変という方を対象にそういうサービスをはじめたと聞いております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号

○議長

日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の8ページをお開きください。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）

令和2年4月27日

浦臼町長 斉藤純雄。

一般会計補正予算（第3号）につきまして、予算書にてご説明申し上げます。

承認第3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,425万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,037万9,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。本補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算（第1号）の成立に伴い実施する特別定額給付金、及び子育て世帯臨時特別給付金の給付に関する経費を追加するものでございます。

3款民生費、1項7目特別定額給付金事業費、補正額1億8,200万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、町内全世帯の世帯主に対し、世帯員一人あたり10万円を給付する特別定額給付金を1億7,850万円計上するとともに、給付事務に従事する会計年度任用

職員等の報酬のほか、申請書等の発送にかかる郵便料や口座振替手数料等、給付事業の実施に要する事務費を各節に計上するものでございます。

2項7目子育て世帯臨時特別給付金事業、補正額215万1,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている子育て世帯の生活支援を目的として児童手当の支給対象児童、一人あたり1万円を支給する、子育て世帯臨時特別給付金を189万円計上するとともに、給付事業に必要なとなるOA機器等の借り上げ料等、事務費を各節に計上するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額10万円の追加でございます。10節需用費におきまして、臨時休校や分散登校が実施されている小中学校の児童生徒の自宅における学習機会の確保等に資するためドリル等の教材購入に必要な経費を計上するものでございます。

歳出合計1億8,425万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、補正額1億8,415万1,000円の追加でございます。特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業にかかる国庫補助金をそれぞれ計上するものでございます。事業費の全額が国庫補助対象となっております。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額10万円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出同額の1億8,425万1,000円の追加となっております。

以上が承認第3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号

○議長

日程第7、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長兼くらし応援課長（石原正伸君）

議案書10ページをお開きください。

承認第4号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由でございます。令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）がそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）、浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成31年浦臼町条例第3号）、浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成27年浦臼町条例第28号）、浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成29年浦臼町条例第3号）、浦臼町税条例の一部を改正する条例（平成29年浦臼町条例第6号）及び浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成30年浦臼町条例第11号）を専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例等の一部を改正する条例

令和2年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄。

内容につきまして新旧対照表によりご説明を申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

なお、今回の改正につきましては、国の地方税に関する法律等の改正に伴い、浦臼町税条例において必要となった条文について国の法律等の改正にあわせて改正するものでございますので、主な部分のみ説明させていただきます。

はじめに、第1条による改正でございます。第36条の3の2、及び第36条の3の3の見出しにおいて、法律改正により町民税にかかる給与所得者、及び公的年金等受給者が提出する申告書の名称を扶養親族申告書に改め、単身児童扶養者が単身手当の受給を要件としない、ひとり親に吸収される

形となったため、第3号の記載事項を削除し、第4号を第3号に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第48条では、租税特別措置法の改正に伴い、項ずれ部分を改正するものでございます。

次に、第54条では固定資産税の納税義務者等の規制について、項ずれや字句の修正を行うとともに、第4項の次に、第5項を加え、それ以下の項を繰り下げる改正でございます。

次のページをお願いします。第5項では、災害等によって所有者が所在不明の場合、使用者課税について、あらかじめ当該使用者にその旨を通知し、使用者を所有者として見なし、固定資産税を課税することが出来る旨を追加するものでございます。

ページが飛びまして、5ページをお開き願います。第61条、次のページの第61条の2につきましては、関連法令の改正に伴い項ずれによる改正でございます。

次に第74条の3を追加し、所有者が死亡している場合に、現所有者となった方は、必要な事項を記載した申告書を提出しなければならない旨を定めるものでございます。

次のページをお願いします。第96条第2項及び第98条については、たばこ税の課税免除及び申告納付の手続きに関して簡素化を図る規定を追加し、参照先条文の項ずれや字句の修正を行ってございます。

次のページをお願いいたします。附則第6条から以降18ページの第22条まで、主に改元に伴う改正及び項ずれの字句の修正等を行うものでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。第8条では、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例について、適用期間を令和6年まで3年延長してございます。

ページが飛びまして、17ページをお願いいたします。第17条の2、優良住宅地の改造等のために、土地等を譲渡した場合の長期所得にかかる課税の特例について、適用期日を令和5年まで3年間延長してございます。

19ページをお願いいたします。こちらからは第2条の改正でございます。平成31年3月31日に一部改正いたしました、浦臼町条例第3号を改正するものでございます。

3条による改正において、单身児童扶養者がひとり親に吸収され、非課税措置対象者となったため、第24条第1項第2号の改正規定を削り、附則第16条第5項について、改元に伴う改正を行ってございます。また、その下の附則の改正につきましては、元号改正に伴うものや、第24条の規定削除に伴う改正を行ってございます。

ページが飛びまして、24ページをお願いいたします。24ページから32ページまで、附則第4条、5条、6条、7条による改正につきましては、全て元号改正に伴う改正を行うものでございます。

以上が改正の内容でございます。議案書16ページにお戻り願います。

附則、第1条、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2条では、町民税に関する経過について、第3条では固定資産税に関する経過措置について定めてございます。第4条から第7条はそれぞれ平成27年から平成30年まで一部改正されてきた税条例について、附則における元号改正に伴う改正を行うものでございます。

以上が、承認第4号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、

議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第23号

○議 長

日程第8、議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度浦臼町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,187万9,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月13日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭。

はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明を申し上げます。8ページをお開きください。

8款消費費、1項2目水防費、補正額150万円の追加でございます。10節需要費につきまして、

町内における新型コロナウイルス感染症の発生防止を図る観点から、全町民に対する2回目の使い捨てマスク配布に必要なマスク購入費のほか、関係資材の調達に必要な消耗品費を計上するものでございます。

歳出合計150万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額150万円の追加でございます。財源調整に伴い、財源調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の150万円の追加となっております。

以上が議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議 長

日程第9、議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長兼くらし応援課長（石原正伸君）

議案書18ページをお開きください。

議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）に伴い改正するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の33ページをお開き願います。

はじめに、第2条第2項におきまして、基礎課税額の限度額を61万円から63万円に変更し、第4項では介護納付金賦課額の限度額を16万円から17万円に変更してございます。

次に、第21条では、先ほど第2条で変更した限度額に対応する部分を同じく61万円から63万円、16万円から17万円に変更し、さらに第2号では5割軽減対象世帯の軽減判定所得算定で用いる加算金額を28万円から28万5,000円に変更、また、3号では2割軽減対象世帯について、同じく加算金額を51万円から52万円に変更してございます。

次のページをお願いします。附則第4項、第5項では、租税特別措置法の改正により、未利用土地等の譲渡における長期譲渡所得の特別控除が追加されたため、第35条の3第1項をそれぞれ追加してございます。

以上が、改正の内容でございます。議案書19ページにお戻り願います。

附則 第1条、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第2条、改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上が議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第24号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

○議 長

日程第10、議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長兼くらし応援課長（石原正伸君）

議案書20ページをお開きください。

議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町後期高齢者医療に関する条例（平成19年浦臼町条例第25号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の申請書の提出の受付を行う旨を定めるものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の35ページをお開き願います。

第2条の浦臼町において行う事務の規定におきまして、第7号の2を追加し、広域連合条例附則第5条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当の支給にかかる申請書の提出の受付事務を行う旨を規定してございます。

議案書21ページにお戻り願います。

附則、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第25号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議 長

日程第11、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第26号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年5月13日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼町条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、提案するものでございます。

1. 契約の目的につきましては、公営住宅等長寿命化計画に伴う、令和2年度社会資本整備総合交付金事業ひばり団地（A・B棟）新築工事でございます。

工事の概要につきましては、木造平屋建て、1棟4戸、2棟を新築し、また駐車場14区画、及び周辺外構工事をするものでございます。工期につきましては契約日翌日から令和3年1月29日までとなっております。

2. 契約の方法につきましては、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3. 契約の金額につきましては、1億7,820万円。うち消費税額1,620万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、三鈺・今田経常建設共同企業体、代表者 砂川市東1条南18丁目1番31号、三鈺建設株式会社、代表取締役社長 三塚郁夫氏、構成員、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設、代表取締役 今田幸男氏でございます。

以上が、議案第26号の内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願いいたします。

ますようよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第3号 固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価員の選任の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議 長

会議を再開します。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第1回浦臼町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分